

岩手県告示第96号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

令和4年2月25日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 令和4年2月7日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 遠野水道工業株式会社
 - イ 主たる営業所の所在地 遠野市松崎町白岩10地割41番地6
 - ウ 代表者の氏名 住吉谷弘満
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般－3）第701号
 - (3) 処分の内容 電気工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 令和4年1月24日付けで電気工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 令和4年1月24日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社道工組
 - イ 主たる営業所の所在地 釜石市定内町二丁目13番2号
 - ウ 代表者の氏名 道又恵美子
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般－28）第7150号
 - (3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 令和4年1月24日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 令和4年2月9日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社山本工業
 - イ 主たる営業所の所在地 岩手郡雫石町万田渡101番地18
 - ウ 代表者の氏名 山本誠吉
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般－28）第8055号
 - (3) 処分の内容 左官工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 令和4年2月7日付けで左官工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 4 (1) 処分をした年月日 令和4年2月4日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 沢館建設
 - イ 主たる営業所の所在地 上閉伊郡大槌町小槌第28地割153番地131
 - ウ 代表者の氏名 沢館人士
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般－28）第9564号
 - (3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 令和4年2月4日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。

5(1) 処分をした年月日 令和4年2月7日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 株式会社テクニカ総合設備

イ 主たる営業所の所在地 花巻市諏訪町一丁目2番地7

ウ 代表者の氏名 佐藤俊也

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-2)第40229号

(3) 処分の内容 電気工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和4年1月28日付けで電気工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。

6(1) 処分をした年月日 令和4年2月8日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 株式会社ワクイチ

イ 主たる営業所の所在地 一関市千厩町千厩字中駒場1番地1

ウ 代表者の氏名 富原仁善

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-28)第70115号

(3) 処分の内容 土木工事業、石工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和4年2月8日付けで土木工事業、石工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。